

○ 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 9 日

秋田県知事 鈴木 健太

1 入札に付する事項

(1) 契約の名称

第 50 回全国高等学校総合文化祭大会記録集製作等業務委託

(2) 契約の内容

大会記録集の製作等を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 秋田県内に本店、支店又は営業所を有していること。

3 設計図書等の交付

本委託に係る仕様書、入札書（様式 3）、委任状（様式 4）、契約書案等（以下「設計図書等」という。）については、公告日から令和 8 年 10 月 22 日（木）までの期間、秋田県公式 WEB サイト「美の国あきたネット」に掲載する。

4 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、令和 8 年 10 月 13 日（火）までに 12 の場所に質問書（様式 5）による書面で持参または電子メールにより行うこと。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和 8 年 10 月 16 日（金）までに秋田県公式 WEB サイト「美の国あきたネット」に掲載する。

5 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等の書類を次により提出しなければならない。
- ① 提出書類等
 - ア 競争入札参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 履歴事項全部証明書、もしくは秋田県内に本店、支店又は営業所を有していることを証明する書類の写し
 - ② 提出期間
令和8年10月9日（金）から令和8年10月16日（金）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。
 - ③ 提出時間
午前9時から午後5時まで
 - ④ 提出場所
秋田県教育庁高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室 調整・企画チーム
 - ⑤ 提出部数
1部
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等は、本公告と同時に秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に公告日より掲載し配付するものとする。
- (3) 期限までに競争入札参加資格確認申請書等を提出しない者は、この入札に参加することはできない。
- (4) 入札参加資格の確認は、提出された競争入札参加資格確認申請書等に基づき行い、その結果については「入札参加資格確認通知書」により令和8年10月20日（火）までに申請者に対して通知するものとする。
- (5) 競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届（様式任意）を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札参加者は、契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の金額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- ① 銀行振出小切手
- ② 銀行保証小切手
- ③ 国債
- ④ 秋田県債
- ⑤ 郵便貯金銀行の発行する振替払出証書
- ⑥ 郵便貯金銀行の発行する為替証書
- ⑦ インターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証証書

(2) 入札保証金の免除

入札参加者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

なお、免除申請をする場合は、入札保証金免除申請書（様式2）と添付書類1部を競争入札参加資格確認申請書等と同時に提出すること。審査ののち、入札保証金免除決定が通知される。

- ① 入札者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことがあるとき。
- ② 入札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 契約保証金

(1) 契約保証金の納付

落札者は、契約締結にあたり契約金額の100分の10以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証のいずれかを付さなければならない。なお、入札保証金を契約保証金に充当することもできる。

- ① 契約保証金の納付
- ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- ③ 銀行等又は保証事業会社の保証

(2) 契約保証金の免除

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 入札書等の提出等

(1) 提出方法

5により競争入札参加資格確認申請書（様式1）を提出した者は、開札予定日時に入札会場に入札書（様式3）を封筒に入れ密封したものを持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

開札は、原則として入札者又はその代理人が出席のもと行うものとする。なお、代理人が入札を行う場合は、委任状（様式4）を持参する。

(2) 開札予定日時

令和8年10月23日（金） 午前10時00分

(3) 開札場所

秋田地方総合庁舎6階 606会議室

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書（様式３）に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書（様式３）に記載すること。

（５）その他

- ① 入札執行回数は、２回までとする。
- ② 入札参加者が１者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

９ 落札者の決定方法

- （１）予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とする。この場合において、該当する者が２者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札者とする。
- （２）（１）の落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合は落札者として決定しない。
- （３）（２）によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の範囲内で入札をした者のうち、入札価格が当該落札者の次に低い者（該当する者が２者以上である場合は（１）後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札者とする。
- （４）落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- （５）落札者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （１）入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- （２）開札日から落札決定の日までの間において、２に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- （３）同一の入札について２以上の入札をした者の入札
- （４）同一の入札について２人以上の入札者の代理人となった者の入札
- （５）談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- （６）入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- （７）委任状（様式４）を持参しない代理人のした入札
- （８）記名押印を欠く入札
- （９）入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- （10）上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11 その他

- （１）入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。

- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、競争入札参加確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 契約期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則等の定めるところによる。

12 問合せ先

〒010-0951 秋田市山王四丁目 1－2

秋田県教育庁高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室 調整・企画チーム

電話番号 018-860-1434

メールアドレス kousoubun2026@pref.akita.lg.jp